

議案第 25 号

小城市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の 命令手続に関する要綱を定める告示

小城市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に
関する要綱を定める告示を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 1 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

学校教育法第 35 条第 3 項及び小城市立小・中学校の管理
及び運営に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、児童
生徒に係る出席停止の命令に関し、必要な事項を定める必要
がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第 1 号

小城市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続 に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 35 条第 3 項及び小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、児童生徒に係る出席停止の命令に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「児童生徒」とは、小城市立小・中学校に在籍する児童及び生徒をいう。

(校長の具申)

第 3 条 校長は、児童生徒が法第 35 条第 1 項各号に規定する行為を繰り返し行うなど、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める上で、当該児童生徒又は当該児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）に対して学校が行う指導において、学校内の秩序を回復することができないと判断した場合は、当該児童生徒の出席停止（以下「出席停止」という。）について小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に出席停止に関する意見具申書（様式第 1 号）を提出するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条 教育委員会は、出席停止を命じようとする場合には、あらかじめ出席停止を命ずる当該児童生徒の保護者について、意見の聴取のための手続きを執らなければならない。

(意見聴取の通知)

第 5 条 教育委員会は、保護者からの意見の聴取を行うに当たって、意見聴取に係る通知書（様式第 2 号）により保護者に通知する。

(出席停止の決定)

第6条 教育委員会は、出席停止の決定をするときは、校長の具申及び保護者からの意見の聴取内容を十分に参酌し、これを行う。

2 出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とする。

3 教育委員会は、出席停止の決定をしたときは、出席停止決定通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（出席停止期間変更に伴う具申）

第7条 校長は、教育委員会に出席停止期間中の状況を随時報告するものとする。

2 校長は、出席停止期間の短縮又は延長が必要と判断した場合は、教育委員会に出席停止期間変更に関する意見具申書（様式第4号）を提出するものとする。

（出席停止期間変更等）

第8条 教育委員会は、出席停止期間中においても改心が見られず、登校後も問題を起こし、他の児童生徒の教育が妨げられると判断されるときは、出席停止期間を延長することができる。また、出席停止期間中に改心が見られ、他の児童生徒への教育の妨げとならないと判断されるときは、出席停止期間を短縮することができる。

2 出席停止期間の短縮及び延長についての保護者への通知は、出席停止期間変更通知書（様式第5号）によるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

小城市教育委員会
教育長 様

小城市立 学校
校長 印

出席停止に関する意見具申書

児童生徒の出席停止について、下記のとおり具申します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	小城市立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
出席停止の原因となる行為		1 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3 施設又は設備を損壊する行為 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
校長意見		

- 1 出席停止の原因となる行為に関しては、該当の項目に○を付すこと。
- 2 事故の概要等について、個別の指導記録（事故報告書又は生徒指導記録も可）を添付すること。
- 3 出席停止期間中における指導援助に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（保護者氏名） 様

小城市教育委員会
教育長



意 見 聴 取 に 係 る 通 知 書

小城市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱第 5 条の規定により、下記のとおり出席停止の措置に関して意見を聴取します。

記

学 校 ・ 学 年 ・ 学 級	小城市立 学校 第 学年 組
児 童 生 徒 氏 名	
出 席 停 止 の 原 因 と な る 行 為	1 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を 与える行為 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3 施設又は設備を損壊する行為 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
意 見 の 聴 取 を 行 う 期 日 及 び 時 刻	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
意 見 の 聴 取 を 行 う 場 所	
担 当 課	

- 1 意見の聴取の期日に来庁して出席停止の措置に関して意見を述べるができます。
- 2 意見の聴取の期日に来庁できない正当な理由がある場合は、来庁に代えて書面で意見を述べるができます。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（保護者氏名） 様

小城市教育委員会
教育長



出 席 停 止 決 定 通 知 書

小城市立小・中学校の児童生徒に係る出席停止の命令手続に関する要綱第 6 条の規定により、下記のとおり児童生徒の出席を停止します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	小城市立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
出 席 停 止 の 理 由		
出 席 停 止 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

小城市教育委員会
教育長 様

小城市立 学校
校 長 印

出席停止期間変更に関する意見具申書

児童生徒の出席停止の期間変更について、下記のとおり具申します。

記

児童生徒	学校・学年・学級	小城市立 学校 第 学年 組
	氏 名	
保護者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
具 申 す る 内 容		短 縮 ・ 延 長
変 更 後 の 出 席 停 止 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
校 長 意 見		

- 1 具申する内容に関しては、該当する箇所に○を付すこと。
- 2 出席停止期間の延長の場合は、延長期間中における指導援助に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（保護者氏名） 様

小城市教育委員会
教育長



出席停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した出席停止について、下記
のとおり期間を変更します。

記

学校・学年・学級	小城市立 学校 第 学年 組
児童生徒氏名	
変更前の出席 停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の出席 停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
出席停止期間 の変更理由	
備 考	